平成２６年（フ）第３５７号
静岡県浜松市浜北区貴布祢2045番地
債務者　豊田　好夫
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　晃久
4　破産債権の届出期間　平成26年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５０２号
東京都町田市図師町626番地１コーポ加藤102
債務者　小林　智宏
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　芳乃
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７１号
東京都八王子市大和田町４丁目24番２―304号
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　隆子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６７２号
東京都八王子市大和田町４丁目24番２―304号
債務者　小林美恵子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大藏　隆子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月23日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９４９５号
東京都渋谷区桜丘町13―９　クリエート桜丘センチュリー21―207
債務者　正木　達也
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　順子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月６日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３９２号
東京都目黒区目黒本町５丁目11―20　メゾンクレソンⅠ―204
債務者　井山　麻衣
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　　隆
4　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月12日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４００号
東京都葛飾区細田４丁目27―17
債務者　梁田理美子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　有巨
4　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５０号
千葉県八千代市八千代台東４丁目４―23
債務者　松田　雄大
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　郁
4　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５２号
東京都新宿区百人町１丁目18―11
債務者　西川　直人
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野寺眞美
4　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３７１号
千葉県市原市五井西７丁目７―１　サカヤタウン・ハラW01
債務者　加藤　玄昭
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島戸　圭輔
4　破産債権の届出期間　平成26年10月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月13日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成27年２月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９６９０号
千葉県船橋市東船橋３丁目28―22　エピナールⅢ―102
債務者　根塚　貴之
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大泉　健志
4　破産債権の届出期間　平成26年10月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第６号
北海道紋別郡雄武町字沢木354番地の６
債務者　加賀谷豊己
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２６年（フ）第１３５号
茨城県つくば市谷田部800番地（陣場Ｇ36街区９）
債務者　石濱　光子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８０６号
埼玉県川口市元郷２―12―13、住民票上の住所埼玉県蕨市中央６丁目13番19号　サンハイムＥ102号
債務者　中村　恵子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係